

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第 8 号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「平成 3 年法律第110号」を「平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第 6 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第 9 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第10条第 6 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第12条第 1 項第 7 号中「子」を「子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第18号を除き、以下同じ。）」に、「期間」を「期間又は時間」に改め、同項第18号中「次条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、それぞれ別に定めるもの

第13条中第 1 項を次のように改める。

事務局長は、職員が要介護者の介護をするため、第 3 項から第 8 項までに定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない

範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

第13条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条中第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、事務局長に対し行わなければならない。
- 4 事務局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第13条に次の4項を加える。

- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、事務局長に対し申し出なければならない。
- 6 事務局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、事務局長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申

出の期間」という。)の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の次に次の2条を加える。

第13条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

(介護時間)

第13条の3 事務局長は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の単位は、30分とする。
- 3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(職員の育児休業等に関する条例(平成27年条例第22号)第22条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

第15条の見出しを「(介護休暇及び介護時間の請求)」に改め、同条第1項中

「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「場合において、第13条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の事務局長が定める場合にあつては、事務局長が定める期間）」に改める。

第16条中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則第13条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であつて、この規則の適用の日（以下「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の規則第13条第1項に規定する指定期間については、事務局長は、同条第4項の規定にかかわらず、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。この場合において、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「第1項」とあるのは「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則（平成29年規則第8号。以下「平成29年改正規則」という。）附則第2項」と、「期間の初日及び」とあるのは「期間の」と、同条第5項中「前項若しくは第7項」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項若しくはこの条第7項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項」と、同条第7項中「第4項」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項」と、「申出の期間又は」とあるのは「平成29年改正規則附則第2項に規定する申出に基づく期間又は」とする。